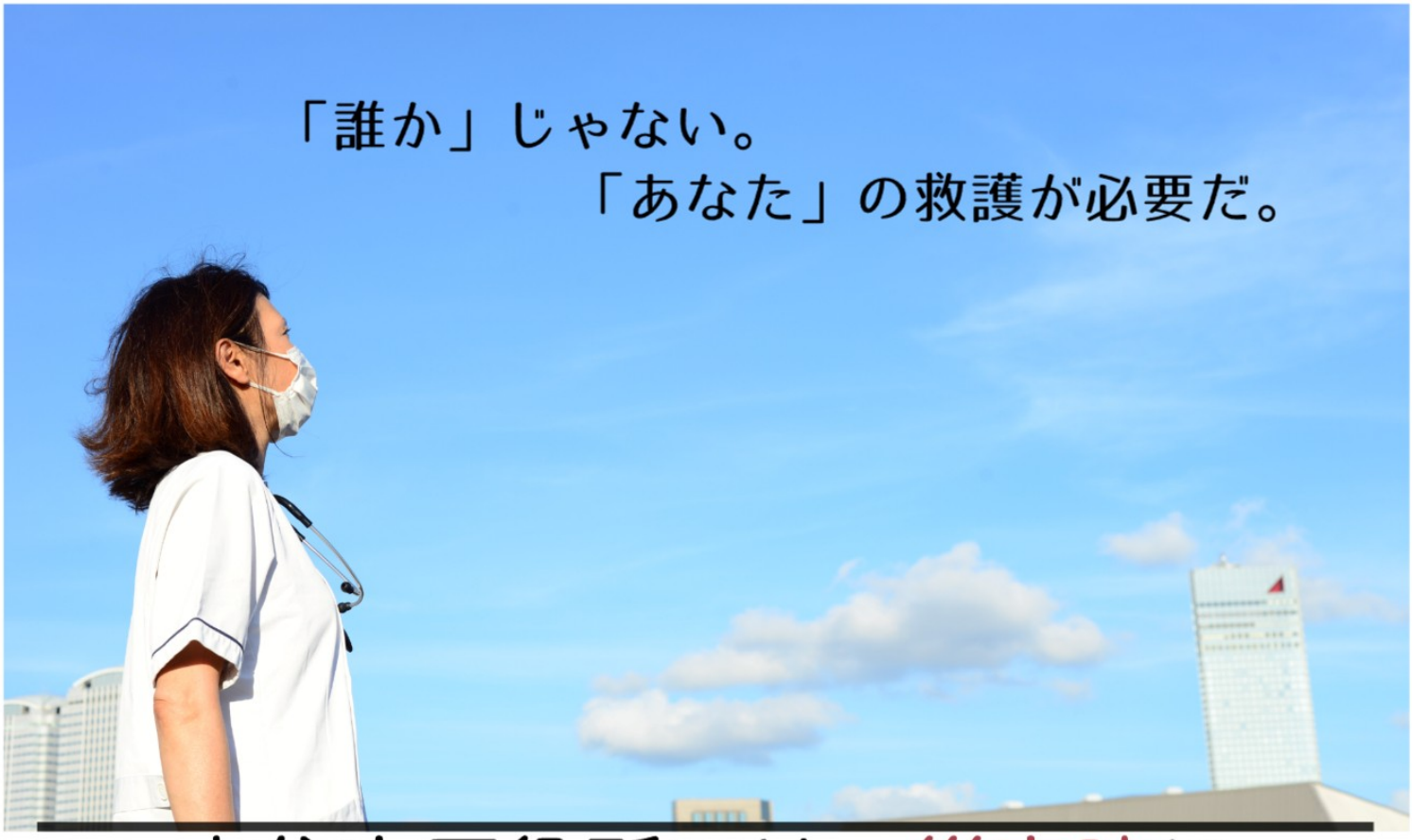
看護師・保健師・助産師資格をお持ちの皆さまへ



東住吉区役所では、災害時に医療救護活動に従事する看護師等の事前登録者を募集しています！

東住吉区役所では東住吉区医師会、東住吉区歯科医師会、東住吉区薬剤師会、東住吉森本病院とともに、超急性期（発災後おおむね24時間）からの医療救護所の設置・運営を中心とした医療救護体制の構築に取り組んでいます。

大規模災害発生時、負傷者が相当数発生することが危惧される一方、多くの医療機関が診療できなくなる事態が想定されます。

一人でも多くの命を救うことができるよう、力をお貸しいただけませんか？



主な医療救護活動の内容

・東住吉森本病院敷地内に開設される医療救護所でのトリアージ、軽症者の応急処置及び看護業務

※中等症・重症者等については、東住吉森本病院または救急車等利用し医療機関へ搬送します。

登録対象者	従事期間	費用弁償
・看護師 ・保健師 ・助産師 ※上記いずれかの資格をお持ちの方	・災害発生後概ね 72時間（3日間） ※ご自身とご家族の安全を確保し、自宅の危険防止措置をしてから従事いただくことになります。なお、お勤めの方はお勤め先の災害対応を優先してください。	・災害救助法が適用された場合は基準に基づき手当等を支給（参考：日当18，000円 R８.９現在） ※活動中の事故に対する補償については、条例に基づいて補償します。

登録方法

・区役所ホームページ内の申請フォームより手続き ▶▶▶
（所要時間2～4分） ※お手元に資格の免許証をご用意ください

東住吉区役所
区民企画課 防災担当
詳細・お問い合わせ
TEL：06-4399-9909　メールアドレス：tv0012@city.osaka.lg.jp
住所：〒546－8501　大阪市東住吉区東田辺１丁目13番４号　５階54番窓口